

一九一九年の日中関係

白井勝美

【要約】一九一九年の日中関係にもつ意義は、パリ講和会議にもつづく五四運動の展開にのみあるのではない。五四事件が直接日本の中国政策に与えた影響を過大に評価することはできない。問題はむしろ欧洲大戦の終結にともない、ふたたび中国への進出を強化し、日本の独占的優位を動揺せしめんと企図する英米諸国が、中国内部に有力な支持勢力が育成されたと考えた点にある。山東問題、三・一事件、五四運動、参戦軍問題、中国財政援助をめぐる四国借款团形成問題等の経過に於て、日本が戦後の還境の変化にもつづく脅威に対し、いかに抵抗したか、そして後退を余儀なくされたか、また一九二〇年代の日中関係の基礎がどのように形成されたか、これらの諸問題を観察するのが、小稿の目的である。

第一次欧洲大戦で西欧諸国が劇しい戦火を繰り展げてい
る時、日本は所謂二十一箇条条約の締結、段祺瑞を中心と
する軍閥政府への借款供与等で、次第に中国に於ける勢力
を増大した。日本にとつて大戦による変化で最も著るしい
のは、いうまでもなく、青島及び山東省に於ける独逸の支
配権を継承し、中国本部に重要な勢力圏を築成したこと

であつた。山東省は、「東は黄海に臨み、西は直隸及河南に
接し、北は遼東半島と相對して渤海湾を扼し、南は河南江
蘇の二省と堺し、一面黄海に瀕す」^①る要衝である。日本は
本地方を勢力圏とすることによつて、遼東租借地と呼応し
て京津地方を圧迫し、且華中方面進出への拠点ともなし得
るのである。一九一八年十一月、欧洲戦争が休戦となるま
でに、日本は山東地方に関し三箇の条約的根拠を獲得して
いた。一九一五年の所謂二十一箇条条約中の山東条項、一

九一七年二・三月英・仏・露等が講和會議で日本の山東要求を支持することを確約した文書、及び一九一八年九月の山東省諸問題竝濟順・高徐兩鐵道に関する交換公文である。

これらによつて、日本は山東省に於ける独逸權益を繼承するための法的地位を、對中国及び對英仏關係に於て一應獲得した訳である。この權益の内容を具体的に表現すれば、膠州灣租借權、山東鐵道の合弁經營權及其連絡諸線（高徐、順德、煙濰）の敷設權、坊子・淄川・金嶺鎮の鉱物採掘權、山東省に於ける資本・材料供給の優先權等である。一方日本は戰爭終了後、膠州灣租借地が日本の自由処分になつた場合、膠州灣の開放、日本專管居留地の設置等を條件として、本租借地を中国に還付することを約したのであつた。

大戰勃發前、膠州灣租借地、濟南等に居住せる日本人は四五〇名の少数に過ぎなかつたが、大戰後累増して、一九一八年一月の調査では、実に二万五千にのぼり僅々三年間に約五十倍に達した訳である。その七四%約一万八千六百人が青島付近に、十二%の約三千人が濟南に、残余が山東沿線各地に散在していた。^③ 青島には、大日本麥酒、鈴木絲廠、内外棉、青島製粉等の諸会社が活動し、一九一七年末

の青島守備軍民政部の表現によれば、「堅実なる我國資本家は将来の危険を顧みず、此地の事業に大胆なる放資を為さんとするに至り、麥酒醸造・牛皮・製塩・卵粉・骨粉・セメントの製造及綿糸紡績業諸種の偉大なる工業統々勃興し、其投資額は各種工場の建築及初期事業のみにて今日既に一千万円以上の巨額に上り民政の施行は商工業の勃興に一層の氣勢を加へたるを以て、目下工事中の諸工場が来年（一九一八）春夏の交に当り竣功する曉に於ては、青島の近郊は実に一大工業地に豹変すへき偉觀を呈するに至れり」^④とある。

山東權益の中核が、膠州・濟南を連結する膠濟鐵道即山東鐵道であることは勿論である。膠濟鐵道は、博山支線を含めて四百三十數料で、濟南で津浦線に連絡し、更に支線の敷設によつて、華北・華中の物資の集散に重大な役割を果すのである。本鐵道は日本の管理下に入つてからは、独逸時代と異なり、下級職にいたるまで中国人に代つて日本人が雇用され、日本軍の沿線各地占拠という新事態を惹起した。^⑤ 日本がいかに山東省に於ける優先權を維持するのに細心であつたかは、次の例を見ても明らかであろう。一九

一八年九月末、煙灘鉄道(煙台―濰縣)籌備処総弁陳良臣と米商商会元宝洋行との間に七百万円の鉄道材料供給の仮契約が成立したとの報道が入ると、本郷青島守備軍司令官は大島陸軍大臣に、該鉄道の建設材料を外国資本家に仰ぐのは不当であるから、中国側に抗議するよう上申した(九月二六日付)。内田外相は十月八日付で芳沢駐華代理公使に、中国が該鉄道建設費を日本以外より募集するのは勿論条約違反であるが、たとへ中国自体の資本でも建設を許さないとの見解を述べて、中国の注意を喚起するよう訓令した。

そこで芳沢代理公使は、外交総長に対し十月十四日、同鉄道の敷設資金は、日本国資本家より借入るるほか、外国よりの借款は勿論中国自身の調達をも許されないことを通告したのである。

以上略述した山東に於ける日本の地位を、青島を中心として次の如く要約するのは極めて適切であるといえよう。即ち青島は最良の軍港であり、朝鮮と相對している。南は段祺瑞一派が新しく締結した高徐線(高密―徐州)によつて、江蘇・安徽二省を脅かし、西は膠濟鉄道で津浦鉄道の要衝を扼し、更に日本人と訂約した濟順鉄道(濟南―順徳)

は将来北部を横断して、京漢鉄道の死命を制する。北には煙灘鉄道の約款があり、煙台は旅順と相接し、旅順は日本海軍の重要根拠地であるので、一旦事あれば、日本は渤海湾を封鎖し、北京を死囚とし南北の連絡を断ち得ると。

かかる戦略的にも経済的にも極めて重要な山東權益に關し、日本が来るべき講和會議に於て少しでも自己に有利な解決を計らんとするのは当然といえよう。

二

休戦が実現し講和會議は、一九一九年一月に仏国パリで開催されることとなつた。原内閣は一九一八年十一月二十一日閣議を開催し、講和方針を決定した。日本は膠州灣租借地の自由処分権を獲得したならば、大正四年協約に基づき該租借地を中国に返還する決意を有する、「然れとも右還付の実行を以て独逸国より帝國に對する該租借地讓渡の条件となすは帝國政府の承認すること能はざる所」であつて、本問題は全然日中兩國間の關係に限り処理せらるべきものであるというのが主たる内容であつた。十二月二日の外交調査会で田中陸相が膠濟鉄道の重要性を強調し、「該

鐵道にして万一我帝国の掌中に帰属せざるの結果を生ぜん乎、是れ我帝国は山東全部を挙げて之を失ふこととなり、前途我帝国の威力を伸張すべき動脈を喪失する次第なれば如何なる手段を尽しても我帝国は之を獲得せざるべからず」と発言しているのを見れば、日本の講和方針の核心は推察し得よう。^⑧

中国は講和会議の首席代表として陸徵祥外交総長を任命したが、陸総長は渡仏の途次日本に立寄り、十二月九日章（宗祥）駐日公使を帯同して内田外相を訪問した。同日午後には外相が陸を答訪して講和会議に対する意見を交換したのである。内田外相は、上述の閣議決定の方針を伝へ、膠州灣其他山東の權益は、日本が戦勝者の権利として之を独逸から譲り受けたのち、租借地を中国に還付すると語つたところ、陸は、租借地還付の明言を外相から得たことを感謝したのち、青島無条件還付其他中国新聞紙上に現われている中国の講和条件なるものは全然無稽であり、中国は参戦したが実戦に参加した訳ではないので講和会議に多くを提出する意志はないこと、ただ義和団条約中の賠償金の支払、北京守備隊及び北京海口間の交通維持のための各国軍

隊の駐屯権を問題にしたいと答えた。講和会議を前にして、中国の首席全権である陸徵祥が、日本側の意向に積極的に賛成し、更に講和会議に於ける日本との協力を言明したことは、日本政府を安堵させ、講和会議の見通しを明るくさせたことは間違いない。

然し愈々講和会議が開催されると日本の期待は全く裏切られたのである。一月二十八日の五国会議で、中国顧維鈞全権は、山東省は三千六百万の人口を擁し、且膠濟鐵道は津浦鐵道と相接して一路北京に通じ、国防上の死命を制することを説明して、膠州灣租借地、山東鐵道その他戦前独逸の有した一切の権利を中国に直接還付することを主張したのである。しかも顧代表は、日本の主張の根拠とみられた一九一五年の二十一箇条条約の拘束力は、中国の対独宣戦の結果消滅したとの見解を披瀝したのであるから、日本は中国の主張に対する米国の好意的態度と相待つて、會議の前途に重大な脅威を感じたのである。五国会議で日中間の秘密協定を發表することが問題になつたのに関して、北京の小幡（西吉）公使は、二月二日外交総長代理と会見し、秘密協定の發表に関し注意を促がし、且パリに於ける顧・王

(正廷) 兩代表の行動を非難して次の如く述べた。「今日支那の講和代表者が(…不明…)の欧米諸國の勢力を援用して帝國を圧迫し其目的を達せんとするは結局日本國民に甚しき不快の念を与へるのみならず、元來日本が今日東洋に於て又世界に於て鞏固なる地位を確立せる所以のもの過去五十年間に於ける國民一般の努力の宝物なるに右等の措置は此努力の結果に依り贏ち得たる國民的自尊心を傷け且國家の名譽体面を無視する事となり日本國民としては到底斯かる屈辱(humiliation)には堪へ得ざるべく」云々。この小幡公使の会談は、中国に對する脅喝であるとして、中国の輿論を甚だしく刺戟したばかりでなく、海外にも大きな反響を呼び起した。中国側の報道では、小幡公使は、日本は百万の精銳なる陸軍と五拾万噸の海軍力を持つと威嚇したと云われたが、公使が斯かる言辭を弄したとは想像し得ない。然し上記二月五日付の小幡公使より内田外相宛の報告(電信一七二号)から見ても、小幡の抗議が相当激烈なものであつたことは推察できる。内田外相も顧全權等の行動に憤慨し、二月五日小幡公使に、徐世昌總統に會見して、陸徵祥が日本の講和条件を諒承したのに拘わらず、パリに於

ける中国全權の態度はまことに遺憾であると通告するよう訓令した。然し小幡公使は、中国の輿論が昂奮している時、かかる申入れをなすのは、却つて徐總統の立場を困難にするとの理由を挙げて本通告の実施に同意しなかつた(二月七日及十一日付上申)。さて山東問題は一月末の五国会議に上程されたのち、四月下旬まで二箇月半にわたり講和會議の正式議題とならなかつたが、この間中国及朝鮮に於て日本の對中国關係に大きな影響をもつ二つの事件が起つた。上海に開かれた南北和平會議と朝鮮の三・一事件である。

上海で二月二十日から中国南北和平會議が開催されることとなつたが、同會議で參戰軍の問題が大きな議題の一つとなることは予想されていた。參戰軍というのは中国の第一次大戦参加にともなつて結成された軍隊であるが、事實上日本から輸入した兵器で武装され(一九一八年七月の泰平組合兵器供給契約二、二四二万)、日本の借款供与(一九一八年九月の參戰借款二千万円)によつて維持され、日本軍人によつて教導されている三箇師團の精銳で、段祺瑞一派の管理下にあり、同派の政治的勢力の有力な背景となつてゐるものである。そこで日本は和平會議の始まる前、上海駐在の松

井大佐をして南方代表唐紹儀に面会させ、和平會議に参戦軍問題を上程しないように勸告したが、唐によつて内政干渉であると一蹴されたのであつた。^⑧二十日から和平會議が開催されると、唐代表は二十一日、日本の参戦借款停止、参戦軍の取消、中日密約軍事協定の宣布を要求した。つまり北方軍閥への日本の援助を停止せしめようとしたのである。北京政府は二月二十八日中日軍事協定関係の文書を和平會議に送付したが、そのなかに、和平會議の始まる直前二月五日に中国陸軍代表者徐樹錚と日本陸軍代表者東乙彦（少将）が署名した日中軍事協定の延長に關する協定が入つてゐることが判明した。^⑩その内容は日中軍事協定に於ける独塊敵國に對する戰爭狀態の終了の時とは、「歐洲戰爭の平和會議に於て平和條約締結せられ、日支兩國之を批准し、日支兩國軍の支那國境外より及同地方に駐在する協商國軍の同時に撤退するに至る時を謂ふ」と規定したものである。即ち戰爭の終了時期は、平和條約の批准後、中国國境外より日中兩國及び協商國軍の總て撤退する時と規定されたのであるから、一方かかると戰爭狀態の続く間はまた参戦軍の存在も必須となつてくるのである。軍事協定の取消が要求さ

れてゐる時、かかる事実上の延長協約が秘密裡に日本と北京政府との間に締結されたのであるから、南方側が激昂するのは当然である。そして本問題も重大な一原因となつて、上海和平會議は三月二日停會されることとなつた。

一方日本の植民地である朝鮮でも、三月一日より大規模な獨立暴動が起つた。^⑨この日京城では「朝鮮獨立萬歲」などのスローガンを掲げた五十万の大群集の示威運動が行なわれた。以後獨立運動は三月下旬には十三道に波及し、日本軍及警察への襲撃事件が頻発するなど朝鮮にわたる大暴動となり、日本は内地から軍隊を増派して之を鎮圧したのである。本暴動は日本がパリ講和會議で人種平等案を提案して折衝中に起つたのであり、朝鮮に於ける暴動と鎮壓の悲惨な真相は各国に訴へられ、列國殊にのちに触れる如く英國により、日本の對中国政策を牽制するための絶好の具として使われ、日本としては重大な時期に一つの恥点を暴露したと云えるのである。

パリでは二箇月半振りに山東問題が、四月二十二日首相會議に上程されることとなつたが、その直前問題の山東省では濟南で、盛大な國民請願大会が開催された。二十日正

午より城内演武場に中国官憲その他の群集約三・四万人が集合し、青島を還付せよとの演説があつたのち、各学校生徒は商埠の公園まで示威運動をなした。各商店は門頭に中国国旗とともに、「死を誓て山東の権利を力争す」等の文句を大書した旗を掲げて遊行を迎へたのであつた。四月二十二日の首相會議の冒頭珍田(捨己)全権は、山東に於ける独逸権益引渡の日本の要求が容れられなければ、講和条約に調印すべからざるの訓令を受けていることを明確に宣明し、結局三十日の第三回首相會議で山東問題はウィルソン米大統領の反対にも拘わらず日本の要求通り解決したことは周知の事実である。

三

北京各大学の有志は、五月三日、来る七日の国恥紀念日(日本が一九一五年所謂二十一箇条要求に関し最後通牒を發出した日)に中央公園で国民大会を開催することを計画していたが、当日ペリ講和會議で山東条項が日本の要求通り決定したとの報道が入つた。そこで学生等は同夜會議を開き、翌四日天安門で示威運動を開催することを決議した。四日午

後、北大・高師等の学生三千余が「懲弁売国賊曹章陸」「取消二十一条」「取消中日軍事協定」の旗を持つて東交民巷の英仏米公使館に行つたが、日曜日であつたので抗議書を置いて帰り、ついで曹汝霖宅へ遊行した。そして曹家を包囲して邸内に入り遂には火を放つに至つた。曹汝霖は裏門から逃げたが、曹家を訪問中の章宗祥駐日公使は学生達に発見殴打され、日本人中江丑吉に依つて援けられたと云われる。当日警察により学生三十二人が検挙され、北京政府の内部では、北京大学解散論まで提唱されたが、教育総長増湘の反対で決定をみなかつた。かくの如き形勢を見た小幡公使は、このまま放任すると、此風潮は中国各地に伝播し、再び日貨抵制等の事態を惹起する虞れがあるとして、館員船津辰一郎を國務院秘書長郭則澐に会見させて、言論機關の取締を要求させ、ついで呉警察總監に対し五月七日の中央公園での集會を中止せしむるよう警告を發した。⑥ 学生の計画した五月七日の中央公園での集會は禁止されて実行出来なかつたが、此の日東京では中国人留学生が各国公使館に請願せんとデモを行い、警官隊及右翼と衝突して三人が逮捕される事件が起つた。学生の反日運動の昂揚と

これを利用して倒閣を計らんとする政治運動が結びついて、中国政界は動揺し、指弾された曹汝霖交通総長や、幣制局総裁陸宗輿は辞表を提出した。然し徐大總統は陸・曹等をかえつて慰留したので、激昂した学生達は六月三日から何組にも分散して街頭演説を開始した。同日にはすでに一七八人が検挙され、翌四日には七百人が逮捕されるといふ状況となり、遂に政府は北京大学を臨時監獄として検挙した学生を収容するに至つたのである。学生は一方提倡国貨、抵制日貨の運動を起し、五月十三日には北京大学の運動場で日本商品を集めて焚燬し、日本商品ボイコット運動は以後各地に蔓延した。この国貨提倡運動に関し六月の『密勒評論』が言及して、例へば広東で拾仙の齒刷牙子が張家口では、三拾仙もするのは輸送中数回盪金がとられるからである」と指摘して、盪金が廃止されない限り国貨提倡運動は成功しないと云つてゐるのは興味深い^⑧。上海では、北京に於ける学生の大量逮捕に憤慨して、六月五日より大規模な罷市罷工が展開された。そして五四運動の中心は北京から上海に移り、運動の中核も学生から工人階級へと移行するにいたり、政治的経済的意義は愈々重大化したのである。上

海の全商店は六月五日一斉に閉市し、内外棉棉織会社の五千五百人を始め、日華紡織公司・上海紡織公司等の工人が、曹・章・陸三人の罷免を要求して七日間の罷工に入つた。続いて商務印書館、電車公司、英美烟公司烟廠、滬杭・滬寧鐵路司機工人、埠頭労働者等数万人が総罷工し、上海租界の動脈は停止するという一大ストに発展した。北京の英米協会 (Anglo-American Association) も、六月六日満場一致で山東問題に関するパリ講和會議決定に反対する決議を採擇したが米国公使や公使館員が同協会の重要なメンバーなので、日本は六月十九日米国の注意を喚起した^⑨。北京政府は全国的な罷市罷工の抗議のため、やむなく十日曹・章・陸の三人を免職したので、上海のストも十二日中止されたが、陸等の辞職により、日本と陸の間で内交渉されていた局面打開策もまた中絶するに至つた。かかる学生・商界・労働階級の注視のうちに、六月廿八日パリに於て中国代表は遂に対独平和条約への調印を拒否したのである。山東省の各団体代表者は、六月二十二日徐大總統に会見し、日本は山東を公然とその領土の如くみなし、山東人民を奴隸・牛馬の如く扱つてゐると訴へ、条約の不調印を主張したが、

調印拒絶後も山東では日本人との種々な軋轢が起つた。例
えば七月七日、濟南では日本居留民が講和成立を祝して提
灯行列を催さんとしたので、中国商店は閉店したのである
が、夕刻日本の浪人が戸毎に門を叩いて開店を強要し、泰
康商店を破壊するにいたつた事件などが勃発した。そして
廿五日には濟南には戒嚴令が布かれるに至つた。戒嚴司令
は參戰軍の第二師師長、濟南鎮守使馬良であつた^⑤(參戰軍三
師は北苑・濟南・保定の三地に分駐していた)。馬良は、我々參
戰軍の兵器は日本から供給されたものであり、着ているの
は日本の軍服であると言つてゐる軍人であるが、戒嚴司令
になると早速反日運動に強い弾圧を加えて極刑を以て臨み、
また軍隊を使用して食糧を徵発し、膠濟沿線の日本人に供
与したりした。これは參戰軍の性格を物語る一資料といえ
よう。

四

パリに於ける講和首脳会談に於て、日本の山東無条件獲
得の要求が確認され、北京に五四事件が勃発した直後、や
はりパリで日英米仏四箇国の銀行家が會議を開催し、中国

に対する新借款団形成に関する基礎条件を討議し五月十二
日次の如き結論に達したことは極めて注目される。

(f) 将来の借款事業及一切の現存借款契約並借款選択權にして公
募せらるべきものは総て共同事業とす。但し企業(鐵道を含む)
に関する契約及選択權にして其の事業既に具体的進歩を為せる
ものは此の限にあらず。

(g) 各国団体は其の所有し又は管理する一切の此の種契約及選択
權を借款団に提供すへし。^⑥

この結論は、前年一九一八年十月の米国の新借款団組織
に関する提議に基づいてなされたものであつて、單に中国
に対する政治借款のみならず、実業借款をも借款団の共同
事業とする点、現在すでに進行中のもの以外の契約及優先
權を借款団に提供する点等は重大な意義を持つてゐる。米
国提案に基づく新中国新借款団形成をめぐる日本の対応は
極めて複雑なものがあつた。大戦の終末に伴ない西歐列強
の極東への関心の増大は、日本の中国に於ける戦争中の独
占的優位を脅威するにいたることは明白であつた。英・仏
等は戦争のため疲弊し中国に新たに資本を投下する能力を
欠いていたが、予想される米国の大規模な資本攻勢にどう

対処するかは、日本にとり重要な問題であつた。五月初旬の稿と思われる「米國提議対支新借款団一件方針案」及び五月二十日の新借款団に関する「閣議決定」等から、日本の態度を概述してみよう。まず大戦終了後の中国の情勢及び米國の動向に対する根本的認識としては、「米國の大資本が将来支那に投下せらるるに至るべきは蓋し免れ難き大勢の帰趨なるを以て日本としては寧ろ進みて新借款に加わり対支投資に関する日米の協同を緊密ならしめ、欧米の資本的勢力を東洋の平和及彼我の公益に資する方向に導くことと最得策と認む」（閣議決定）とあり、米國の強大な資本攻勢に対抗することは困難なので、これと同調し、これを幾分でも日本に有利な方向に導くというのが、根本的態度である。新に借款団の対象に包含されることになつた実業借款に就いていえば、そのなかで最も重要なのは鉄道借款であるが、この点に関しては、「列國の鉄道計畫の規模雄大なること而も我資金の十分豊潤ならざること等に顧み将来の鉄道借款は寧ろ新借款団の共同事業中に包含せしめ其手にて鉄道の開發を図り列國の鉄道政策を中和し乃至我に不利を來すへき共同管理説を阻止すると共に、現在列國の關

係ある廣大なる支那一般鉄道に対しても我發言權を獲得することを有利とす」即ち鐵道を借款団の共同事業にすることによつて、英國等の支配する廣大な鐵道網に割り込む意圖を表明している。借款団の形成にあつて、米國及日本に、戰爭による英國の投資能力の貧困を好機として、英國の優先權を放棄せしめその勢力圏を開放せしめようとの狙いがあつたことは否定し得ない。この優先權の放棄に關し、上記方針案は、日本は滿蒙を除外した上で、「山東省に於ける我優先權を放棄し、英國の揚子江流域、仏國の雲南、廣西、広東地方に於ける優先權を放棄せしめることは、正に支那保全の一端」であるとしている。すなわち、日本は大戦中に獲得した山東省に於ける優先權を放棄することによつて、英國及仏國の揚子江流域、並華南地方の勢力圏を撤廃せしめようとする案なのである。以上の如き見込を以て日本は、米國の新借款団組織提議に同調せんとしたのであるが、そのためには、放棄し得べき山東省に於ける諸權益を、独逸より無条件に獲得することが必要になつてくる。日本の強固な山東確保の主張の基底には、かかる思惑があつたことを見逃すわけにはゆかない。然し日本の借款団へ

の同意の大前提として、借款団の適用範囲より滿蒙を除外するという問題があるのである。そしてこの重要な前提たる滿蒙除外問題に関し、日本と英・米・仏との間に強い摩擦が展開されるのであつた。

日本銀行団の代表小田切万寿之助が米國銀行団代表ラモン・T. W. Lamont に対し、「日本が特殊利益を有する滿蒙地方に於ける一切の権利及選択権は協定案所定の共同事業に関する取極より除外せられざるべからず」との見解を通告したのは、六月十八日である。これに対しラモンは、六月廿三日「滿蒙は中國の重要な部分であつて之を借款団の範囲から除外せんと試みるが如き企ては到底容認せらるべきではない」とまず小田切宛に日本の主張を反撥し、米國政府も七月三十日駐米日本代理大使に滿蒙地域留保に反対の意向を表明した。英國外相代理カーゾン (Earl Curzon) は七月十八日及二十一日、珍田大使と會談し、滿蒙留保問題のほか、日本の對中國、朝鮮政策に関し強い批判を与へた。この會談は重要な問題に触れているので内容を一応紹介してみたい。カーゾンは日本の對中國政策の目的は中國の独占支配にあるが、日本が利己的政策を続けるなら

ば極東に於て孤立せざるを得ないと指摘した上、列強が従来とりきたつた独占的勢力範囲設定の時代は既に過去のものとなり、中國の將來は、國際的な援助と協力にかかつていることを力説した。日本が山東撤兵の時日を明確に宣明することが、中國及列國が日本へ抱いている疑惑をはらす方法であると語り、しかも日中間の山東に関する条約に対し、その有効性に疑問があるときまで述べたのである。二十二日の會談では、殊に朝鮮問題に言及し、朝鮮の暴動及び日本軍憲の彈圧の状況に関する宣教師の情報を伝え、朝鮮に於て日本がよりリベラルな施策をとるような勧告をした。

そして本暴動事件が英國議會の問題にまで發展する可能性をも警告したのである。四國借款團に関する日本の滿蒙留保についても、珍田大使報告によれば、「同卿は、偶々新借款團に言及し滿蒙除外に対し頗る不滿の口調を以て其の不都合を鳴らし、英國に於ても揚子江地方に於ける勢力範囲の確保に努めたる時代ありたるも、今や従来の方針を一変したる実例を挙げ開放的政策の最要を力説したのであつた。要するにカーゾンの見解は、近來の殊に大戰中の日本の中國支配企圖に対する強烈な批判であり、朝鮮に於ける

日本の恐怖政治に言及することによつて、日本の中国政策の利己的閉鎖的な性向に現実味を帯びさせることに成功したといえよう。

英・米等の日本の中国政策に対する牽制は、山東問題と滿蒙留保問題の二点に集中されるにいたつた。前者に関しては、日中間の一九一五年（所謂二十一箇条）及一九一八年の山東条約の効力に疑義を表明し、日本の山東に於ける權益の範圍及内容をできるだけ限定することに英米は努めたのである。^④ 珍田・カーゾン会談に於ても、カーゾンは上述した如く、日本はなぜ山東撤兵の時日を明確にしないのかと執拗に迫り、米国でも、上院に於けるパリ平和条約批准問題とからんで、ウエルソン大統領が日本に対し、七月廿八日までの期限付で、講和首相会議での打合せ事項を發表するよう強く要請した。そして、もし日本側で發表しない場合は、大統領が公表すると通告したのである。そこで日本はやむなく、八月二日内田外相談として、講和条約批准後は、速に膠州灣還付交渉を開始し、還付協定が成立すれば、膠州灣租借地及膠濟鐵道の守備隊は全部撤退すること、日本の保持せんとするのは、単に独逸に許されたる經濟上

の特権に過ぎないことを宣明し、更に新たなる日本の讓歩として、一九一五年協約に基づく日本の專管居留地設置のかはりに、各国共同居留地の設定を考へて付言した。この内田外相談は、四月三十日のパリ首相會議に於ける日本全權の聲明に基づくものであるが、内田外相の談話のなかに、一九一五年協約が引用されていることに關し、米国は、首相會議に於ける諒解と異なることと異議を申し入れ、米国は、ウエルソン大統領も、八月六日態々聲明を發表し、米国は決して一九一五年及一八年の日中間の交換公文を默認したわけではないと言明したのであつた。^⑤ しかし、日本の国内では、この内田外相談にあらわれた讓歩に關し異議がないわけではなかつた。ことに先たる青島駐屯軍は強い反対を示した。八月五日の青島軍參謀長の意見書に、「今回更に退讓を事とし大正三四年戰役の紀念たる其の唯一無二の戦利品たる專管居留地をも保有する能はず……或は恐る国論為に沸騰し、遂に不測の変亂を生ぜん事を」とあるを見ても、一端を察し得よう。

八月二日の内田外相の談話に対する海外の反響は大体に於て良好であつたが、政府はこの頃、八月七日から十三日

までの間に三回外交調査会を開催し、四国借款団に関する日本の方針を検討した結果、前述の五月十二日のパリに於ける銀行団決議を確認したが、同時に、「右決議の確認は南滿洲及東部内蒙古に於ける日本の特殊權利及利息に何等不利なる影響を及ぼすことあるべきものなりと解釈すべからざるは勿論なりとす」との方針を決定した。即ち滿蒙除外である。しかしこの外交調査会會議で、犬養毅と伊東巳代治が、英国がすでに揚子江沿岸の勢力範囲を放棄した以上、日本も滿蒙除外を必要としないとの論を述べたのは注目されよう。これに対し、田中陸相と内田外相が滿蒙除外を固執し、そして原首相が、「先づ除外を主張すべく、而して我に於ては急ぐの必要なきに因り、成可手切れとならざる範囲に於て、之を試むべし」と採決したのである。^④滿蒙除外反対は、犬養・伊東のみでなく、当時欧州諸国を旅行中であつた後藤新平も七月二五日、英国から内田外相に電報し、滿蒙・山東の借款団に対する留保は、現在に於ては、「全然時機を失し名案も愚案たるを免れ難き」と、日本が先年六国借款団を脱退した折の米国の如く孤立する恐れがあると注意を喚起した。内田外相は日本の滿蒙留保主

張を米國に通告するよう八月十七日出淵代理大使に訓令したが、それは「日本國民の滿蒙地方に対する感覺の極めて鋭敏なるは實際の政治問題として到底之を無視すること能はざる所に屬し、此の特殊なる帝國政府の立場は米國政府に於ても十分同情を以て諒解せられむことを希望す」と米國の同情を訴へるが如き内容であつた。日本政府の滿蒙留保の通告が、米國にもたらされたのは八月廿七日であるが、同日ランシング (Lansing) 國務長官は、英國駐在のデヴィス (Davis) 大使と、北京駐在のラインシュ (Reinsh) 公使に重大な訓令を發している。即ち在英のデヴィス大使には、米國は日本の滿蒙留保にはあく迄反対であり、日本を除く、米、英、仏三国で借款団を形成したい意向であるが、英國がこれに同意するよう極秘裡に勸告方を訓達した。そして一方北京のラインシュ公使には、英、仏、米三国よりなる借款団に対し、中國から借款の優先権を付与するとの公文を取付けるため、これも極秘で努力するよう訓令したのである。このランシングの計畫は、明らかな日本への対抗行為であり、同時に日本を除外して、投資能力のない英仏とともに中國の借款に応じようという米國の絶大な經濟的自

信を物語るものでもあつた。然し、大胆なるランシング案に対し、英国は強い躊躇を示し、仏国も英国に同調する態度をとつた。英国は中国に於ける自己の廣大なる勢力範圍を日本の蚕食から守らんとして、資本の豊富な米国の援助を仰ぐことにやむなく同意したのである。そして自国の勢力圏を開放すると同時に、日本の勢力圏をも開放せしめんとした。しかるに日本が借款団より除外され、独自の行動を展開するのでは、自国勢力範圍を開放するのみの結果に終り、日本を牽制せんとする当初の目的は達成されないのであるから、英国が逡巡するのは当然と云えよう。中国も日本を除いた三国借款団の形成には、賛成しなかつたので、米国の提案は挫折するにいたり、八月十三日の『原敬日記』にある「我に於ては急ぐの必要なきに因り、可成手切れとならざる範圍に於て之を（註、満蒙留保）試むべし」という日本の四国借款団形成に対する遷延策は一応成功を収めつつあると見ることが出来よう。

五

日本が最初に満蒙留保を米国に通告したのは、前述の如

く六月十八日であるが、その習十九日原首相は山県元老と會談し、对中国政策を報告した。そのなかで中国に關し列国との協調を破るのは我が国の不利であるので協調に努力するが、「裏面に於ては飽くまで親日派を援助して失望せしめざるの方針を取るべし、之が為には年五六百万乃至一千万円の金を投ずるの覚悟を要するに付内閣に於ても既に内密決する所あり」と、秘密裡に中国の親日派を財政的に援助する方針を語つてゐるのは注目される。四国借款団の成立が遷延している間に、中国は愈々財政的に行詰り、日本及各国に対し財政援助を要求してきたつた。七月には、四国銀行団に対し、緊急の行政費等として一ヶ月四百万弗を六箇月間総計二千四百万弗の借款供与を求めたのである。そして日本に対しては、陸軍総長新雲鵬、陸軍次長張志潭を通じ、屢々青木中将、坂西少將に申入れがあつた。日本から毎月提供されている參戰軍の維持費參戰借款も、十月を以て残額がなくなることとなつた。徐大總統は、九月八日ラインシュ米公使に、一箇月以内に米国或いは借款団より借款が供与されない場合は、中国は余儀なく日本から借款せざるを得ないと通告してゐる。かくの如き形勢をみた

原内閣は、九月十三日の閣議で、中国財政の窮迫に鑑み、北京政府の希望に応じ、一箇年を限り月額五百万円内外を貸渡すことを決定した。そして、この借款供与にあつては、四国借款団あるいは、米国との共同貸付にしたいが、それが不可能の場合は、単独でも貸付けるとの決意を表明している。月五百万円では年六千万円となり、巨大な借款供与の決定である。かく日本が単独借款の強行に踏切らんとしたのは、英国及び米国に強い衝撃を与えた。まづ英国は日本に対し十月九日、中国の財政状態の悪化に鑑み、至急列国共同で五百万磅を超過せざる借款を提供するよう提議してきたつた。しかして、借款供与の基礎条件として、中国南北和平会議の再開、不要軍隊の解散を挙げ、特に解散さるべき不必要軍隊のなかには、参戦軍籌備処所屬兵竝蒙古出征の目的を以て徵募したる兵を含むことを指定したのである。即ち借款供与の代償として参戦軍の解散が必要だといふのであつた（中国は之よりさき七月二十日、参戦督辦処を边防督辦処、参戦軍を边防軍と改称しているが、参戦軍と呼ばれる場合が多いので小稿でも便宜上参戦軍と呼ぶ）。前にも屢々言及した如く、参戦軍は日本の中国に於ける勢力の一指標

であり、段一派の重要な地盤である。現に十月十日の双十節には、段は参戦軍をして、規模壮大な閱兵分列式を行わしめ、その勢力を示感したのであつた。この参戦軍解散を借款供与の条件となさんとするのであるから、日本の鋭い反撥が当然予想された。陸軍省は十月二一日付で、「中国の現況に於て参戦軍（边防軍）の必要な理由」と題する文書を作り、外務省にも配付したが、その中で、中国の軍隊は少くはないが、「真に国防軍たるの価値を有するもの果して幾何かある、吾人の観る所に依れば唯々参戦軍三箇師団のみ」と、参戦軍存続の必要を力説している。日本は、十月二十八日付で英国の提案に対して回答を送り、借款の供与には同意するが、条件として挙げられた参戦軍の解散並に解散の監督の如きは、中国に対する内政干渉と見られるので賛成できないと拒絶した。日本の拒否に接した英国は、十一月二十五日、不要軍隊が解散されない限り、如何に中国に前貸を行なつても中国財政の平衡を回復することはできないことを指摘し、軍隊解散を借款の条件となすことが何故内政干渉になるのか、諒解し難いと日本の主張を反駁したのである。当時英国は、中国とチベット交渉を行なつて

いたが、中国側の拒絶によつて遅々として進行せず、日本が中国政府を指駭して反英運動を援助し、もつて山東問題から中国の国民感情をそらそうとしているのではないかと
の疑惑を抱いていた。カーゾン卿は、十一月初旬、駐英中国公使に対し、中国がチベット交渉に応じなければ、山東問題に対する英国の支持は期待できないと警告している。^⑧

かく日英間の対立が深刻化している時、米国の太平洋拓業公司 (Pacific Development Corporation) は突然五百五十万弗の第二回烟酒借款を中国と締結し日英兩國を驚愕せしめた。この借款の使途は軍隊解散費となつて居り、借款条項によれば中国の烟酒制度は塩稅制度と同じく、米国の実質的な管理下に置かれることになるので、英国及日本の強い抗議の対象となつたのである。かく一九一九年の最終時期は、中国への借款供与をめぐる米、英、日の露骨な利権獲得と相互の制肘牽制のなかに終るのだが、日本は翌一九二〇年一月六日の新春の閣議で、四国借款団が旧節季までに中国への借款供与を行わない場合は、如何なる方法をとつても日本が貸与するとの方針を決定し、更に參戰軍の維持費としては、中国米の日本輸出の護照料をあてることを諒

解して、中国への单独援助と參戰軍の維持に關する強い態度を保持したのであつた。^⑨以上、冗長に述べた對華借款問題の結末を摘記すれば、英国提議の五百万磅の件に關しては、日英米仏四国は、本借款の一部を中国の南北雙方に於ける不要軍隊の解散にあてるという案で同意し、一九二〇年二月五日四国から中国に通告され、まず二月十九日日本は九百万円を前貸するに至つたのである。四国借款団の形成問題は、日本が洮南熱河鐵道、及該鐵道の一地点より海港にいたる鐵道を借款団に提供することに同意して、同年五月事實上解決した。換言すれば、日本は東部内蒙古の留保を放棄し、南滿のみを特殊範圍として借款団の對象外にすることを認められたのである。

六

一九一九年は、日本が大戦中拡張せしめた中国に於ける地盤が、米國を始めとする英仏勢力の回復によつて根底から動揺し、翌一九二〇年三月に始まつた經濟恐慌及び七月の安直戰爭による段祺瑞一派の失墜と相まつて、日本の中國本部へのまた中央北京政府への發言權の弱体化が顯著と

なつた年である。大戦中の日本の貿易に於ける未曾有の受取超過(一九一五—一九一八の四年間に約三十億円)の時期から一転して巨額の入超の時代に入る劃期的な年である。この間中国への輸出の増大とともに、対米輸出が大戦前の二億円未満から伸張して一九一九年には八億円を超え、日本の輸出総額の四割に近くなつたことは注目される。しかも対米輸出の大部分を占める生糸は、日本の農業経済を左右するほどの重要性を持つて居るのであり、かかる日本経済に占める米国の地位の重大さは、日本の対中国政策にも当然影響を及ぼすと考えられるのである。しかし小稿では一九一九年の日中關係に持つ指標として次の二点を指摘するにとどめたい。一は日本の対中国借款乃至投資政策にみられる変化であり、他は満洲に於ける形勢の転移と日本の關係である。

まづ対中国投資方法の変化について考えれば、寺内内閣時代に於ける西原借款の如き巨大な政治借款の供与は、前記した如き國際的な情勢の変化からも、また中国に於ける反対の激烈さ及び段祺瑞一派の没落からも不可能となつたことは明白である。しかも日本自体経済恐慌による打撃で、

政治借款の如き放漫な投資は許されなくなつたのである。

しかし一方先述した四國借款團に関する五月の方針案の一節に、「日本の支那に対する投資事業は借款主義を改め事業主義となすべし、即ち支那民間の有力者をして有利なる事業を計画し我資本家より資金を出し我援助の下に事業の経営をなさしむるが如き方法に出つへし、斯くして此方面より支那資源の開発我勢力の扶植を図ることとすべし」とある如く、合弁事業の形態による投資が盛んに行われるようになった。近時中国の一史家は、一九一九年に日華合弁事業が急激に増加したことを指摘した上、一九二〇年の經濟恐慌で、日本の對華貿易が減少したにも拘わらず、中日合弁事業の擴張が続いたのは、注意に値すると云い、その原因の一つとして、中国人民の激烈な反対にあつた北方及東北の軍閥官僚が、日本の資本と結びつくことによつて自己の經濟的政治的地位を高めんとしたことを挙げてゐる。^⑧

かかる合弁投資乃至事業投資として、一九一九年以後急激な成長をとげ、日本の在華權益の大宗となるに至つたのは、云うまでもなく紡績業である。日本の在華紡績の鍾数は、一九一三年の約二三十万鍾より大戦終結の年の一九一八年に約

四二万鍾、一九二五年には一六三万鍾と驚くべき増大を示し、殊に一九一九年より二五年の間に実に四倍に達したのである。^④この発展の原因の重要な一要素として一九一九年八月より実施された中国の輸入税改正が挙げられる。輸入税改正は、一九一七年の中国の大戦参加に際し列国から許容された条件の一つで、現実五分への回復に過ぎないのであるが、対華輸出の萎靡を恐れる日本の強い反対で実施が遅延し、戦後の一九一九年八月より実施されたものである。^⑤また戦争中の好況期に日本が外国に発註した紡績機械が、戦後の不況期に到着したので、生産費の低廉な中国に工場を建設したとも云われている。^⑥いずれにせよ青島・上海を二大中心地とする在華紡績の発達は、日本の中国本部に於ける権益の中核となり、中国の労働運動の熾烈化と相まつて、例えば五卅事件に見られる如く、日中間の大きなトラブルの題目となるに至り、以後の日本の対華政策展開上の、殊に幣原外交を考察する上での重要な問題となるのである。

一九一九年日本の中国政策に転機をもたらしたもう一つの契機として挙げられるのは、張作霖の東三省制覇であろう。上述した如く日本が懸命に借款団よりの留保を主張し

た南滿洲に關聯する問題である。張作霖が段芝貴に代つて奉天將軍となつたのは、一九一六年で以後着々と勢力を拡大し、一九一八年には東三省巡閱使に特任され、名目的には待望の東三省の覇者となつた。然し吉林省には依然として孟恩遠が在り、反張作霖の立場を堅持していたので、張の東三省統一の痛となつていた。張作霖は一九一九年六月、吉林財政の紊亂を理由に孟恩遠を弾劾し、孟督軍の後任として、二十七師長の孫烈臣を任命するよう北京政府に運動した。その結果七月六日吉林督軍孟は革職され、黒龍江督軍の鮑貴卿が吉林督軍に、黒龍江督軍には孫烈臣が任命され、張の調策は一応成功したのである。然し孟恩遠部下の高士儼等は、強硬な主戦論を唱へて吉林の獨立を宣言し、奉天軍と一戦を交える為戦備を整えた。そこで張も孫烈臣を吉林討伐軍總司令に任命して吉林省境に漸次兵力を増加し、戦雲暗澹たるなかに兩軍の対峙をみた。かかる時突然七月十九日寛城子事件が勃発し、吉林軍と日本軍が寛城子で戦鬪を交え、日本軍は戦死一八名、重軽傷一五名の損害を蒙り、一大問題となつたのである。この重大事件勃発の報道を受けた北京政府は、日本との摩擦を恐れ、即刻孟恩

遠と高士儼の革職を發布した。吉林軍は寬城子事件の勃發で意氣沮喪し、また内紛もあつて、八月戦わずして張作霖軍の軍門に降り、張作霖軍閥の名実ともなる東三省掌握の成功をみるにいたるのである。然し、寬城子事件勃發直後、本事件は張作霖の陰謀で、吉林軍を買収して事件を惹起し、日本の干渉を發動して吉林軍を潰滅せしめんとしたのであるとの噂が伝わつた。^③一方北京のジョルダン英国公使は、七月二十六日、本国あてに、露国総領事から聞いた情報として、日本と張作霖との間に七条の相互援助密約が成立したと報告している。^④その内容は日本は張作霖軍の吉林討伐に干渉しない、張作霖は該討伐による日本人の被害を賠償する、張軍が敗退した場合は日本軍が援助する、奉天兵器廠に日本人顧問を任命し、兵器材料を日本から一手購入する等である。これらの事実は今日確認すべき資料を持たない。然し張作霖の顧問には日本軍人も多く、吉林軍討伐に際しなんらかの默契があつたのではないかと推察される。とにかく張作霖の東三省制覇の達成にともない、日本として張軍閥との提携に重要な配慮をなさざるを得なくなつたのである。しかも東支鉄道のハルビン長春間は、日本の監

理区域となり、吉林督軍鮑貴卿は、翌一九二〇年三月東三省鉄道地帯に於ける中国主権の回復を宣言し、露国側守備隊の武装解除を断行した。この際日本は、中国軍の実力発動に対し干渉しないよう三月廿三日の閣議で決定している。以上の如き東三省に於ける張作霖軍閥の独裁強化は、大戦後英米等の牽制により、再び視野を中国本部より満洲に転ぜざるを得なくなつた日本にとつて重大な関心事であり、且一九二〇年七月の安直戦による安徽派の敗北、参戦軍の潰滅によつて北京中央政府への発言権を著るしく弱体化した日本の、奉天軍閥掌握の重要性は愈々高まつたのである。かかる中国本部に於ける日本紡績業の進出、満洲を制覇した張作霖軍閥と日本との抱合關係、更に五四事件を契機として組織化が強まり著るしく政治的意義を増大した中国の労働運動、いわば一九二〇年代の日中關係展開の基盤の一九一九年に於ける様相を粗描せんとしたのが小稿の目的であつたのである。

① 参謀本部『日独戦史』上 六〇頁。

② 大正八年七月 外務省通商局、『在支那本邦人進勢概覽』第二回。

③ 大正六年十二月二十日付 青島守備軍民政部 秋山雅之助意

見書。

- ④ G. Zay Wood, The Shantung Question. p. 180.
- ⑤ 大正四年五月廿五日の山東条約第二条に「支那国政府自ら芝罘又ハ龍口ヨリ膠濟鐵道ニ接続スル鐵道ヲ敷設セムトスル場合ニ於テ独逸国カ煙灘鐵道借款權を抛棄シタルトキハ支那国政府ハ日本国資本家ニ対シ借款ヲ商議スヘキコトヲ約ス」とある。
- ⑥ 『五四愛国運動資料』所収、龔振黄編 青島潮、一一頁。
- ⑦ 小林龍夫、ハリ平和會議と日本の外交』神川先生還曆記念論文集』。
- ⑧ 陶菊隠『北洋軍閥統治時期史話』第五冊十九頁。
- ⑨ 『小幡西吉』伝は、二四八頁で本件を叙述しているが、小幡公使の報告電のうち一六一号を採用し、小稿に引用した一七二号電を知らなかつたのではないかと思われる。
- ⑩ 拙稿、「段・汪兩政權に關する若干の資料」『歴史学研究』昭和三年六月。
- ⑪ 陶菊隠、前掲書 九頁。
- ⑫ 山辺健太郎「三・一運動について」『歴研』昭和三十年六月。七月。
- ⑬ 在濟南山田領事代理より内田外相宛四月二十日付。
- ⑭ 陶菊隠 前掲書、七四頁註
- ⑮ 小幡駐華公使より内田外相宛、五月五日付報告。
- ⑯ 前掲『五四愛国運動資料』五七頁。
- ⑰ Millard's Review, Saturday June 14th, 1919, p. 49.
- ⑱ 王承礼「五四時期大事記」『歴史教学問題』一九五九・四所載。
- ⑲ Foreign Relations of the United States, 1919, p. 49.
- ⑳ 陶菊隠、五六一九頁。

- ㉑ 外務省亜細亞局『対支新借款団問題』三四頁。
- ㉒ 田村幸策、『最近支那外交史』(中) 四〇一頁。
- ㉓ Documents on British Foreign Policy 1919-39. First series Vol. I. No. 429, No. 436. 及七月廿四日發珍田駐英大使より内田外相宛報告第三〇二号。
- ㉔ ウイルソン米大統領の態度に關しては、Foreign Relations, Paris Peace Conference 1919 V. pp. 363-364.
- ㉕ 田村幸策前掲書 上 一〇二七頁。
- ㉖ 『原敬日記』大正八年八月十三日。なお滿蒙除外方針の閣議正式決定は八月十四日である。
- ㉗ 七月廿五日付、珍田駐英大使より内田外相宛第三〇六号。
- ㉘ Foreign Relations, 1919 pp. 480-482.
- ㉙ 『原敬日記』大正八年六月十九日。
- ㉚ Foreign Relations, 1919 p. 483.
- ㉛ British Documents, No. 573 p. 819.
- ㉜ 『原敬日記』大正八年一月六日、但し以後六月五日の閣議で、山本農相が本年の産米に不足ないことを報告して、中国米輸入に伴ふ護照料問題は中止された。
- ㉝ 張雁深、『日本利用所謂「合辦事業」侵華的歴史』一〇二頁一二頁。
- ㉞ 東亞研究所『日本の対支投資』三五頁。
- ㉟ 拙稿「中國の參戰と日本の立場」『歴史教育』昭和三五年二月。
- ㊱ 敵中平『中國棉紡織史稿』一七六頁。
- ㊲ 拙稿「五・三十事件と日本」『アジア研究』四ノ二。
- ㊳ 園田一亀『張作霖』二二四頁。
- ㊴ Documents on British Foreign Policy. pp. 647-648.

Nazi's development into rural societies was possible; especially in Schleswig-Holstein as a sample district, where there already rose a series of furious agrarian movements in their nature of anti-republican structure since the beginning of 1928. Here I found it in both agricultural policy under the Weimar Republic and development of opposition or combination of executing parties, to make peasants in this district remove to the anti-republican structure, through which I try to recognize a part of process in Nazi's grasp of peasants, by researching the formation of political vacuum which enabled Nazi penetrate into agrarian societies.

The Sino-Japanese Relationship in 1919

by

Katsumi Usui

The full meaning of the Year 1919 with reference to the Sino-Japanese relationship could not be exhausted with the development of the May Fourth Movement, which had had some of its origins in the decision of the Paris Peace Conference, and the scope and outlook of that Movement felt by the Japanese China-policy cannot be over-estimated. We shall find rather by investigating the facts the plans and intentions of Anglo-Saxon countries to consolidate their positions in the interior of China in order to nullify the unique power of Japan, having themselves regained the chance of expansion in the wake of the World War I.

The Japanese resisted and they were forced to retreat amid the atmospheric change of the post-war world, during that eventful year of the Shantung question, the Banzai Affairs, the May Fourth Movement, the aftermath of the Chinese participation at the war, and the formation of the Four Power Consortium for financial aid towards China. The author recapitulated the above facts, and has revealed to some extent the possibilities of further development in 1920's of the Sino-Japanese relationship.